

「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク連携促進補助金 Q&A

令和5年8月版

| 番号 | 分類 | 質問 | 回答 |
|----|---------|---|---|
| 1 | ①補助対象事業 | 「SDGsの普及啓発に資する事業」とは何か。どのような事業が補助対象となるか。 | 県民の方がSDGsについて知り、学ぶことができる機会を提供する事業が対象となります。 |
| 2 | ①補助対象事業 | SDGsの取組みそのものは補助対象となるか。 (例: ゴール4「質の高い教育をみんなに」の達成を目的とした業務研修、ゴール12「つくる責任つかう責任」の達成を目的としたリサイクル商品の購入 など) | SDGsの取組みそのものは対象となりません。県民の方への普及啓発(SDGsについて知ってもらうこと)を行う事業が対象となります。 |
| 3 | ①補助対象事業 | 広く県民に向けた事業ではなく、特定の方(○○市の小学校○年生等)を対象とした事業でもよいか。 | 特段問題ありません。 |
| 4 | ①補助対象事業 | SDGsを推進するためのコンサルティング料は補助対象となるか。 | 当補助金は、県民の方への普及啓発を目的としているため、コンサルティング料は対象なりません。 |
| 5 | ①補助対象事業 | SDGs宣言書の策定支援に係る経費は補助対象となるか。 | 宣言書作成業務は御社の事業の「見える化」を行う自社事業の為、対象なりません。ただし、策定した宣言書を活用した普及啓発(ポスターの作成、WEBページの作成等)に係る経費は対象とすることができます。 |
| 6 | ①補助対象事業 | 【イベント開催事業】 イベントの出展料は補助対象となるか。 | 出展料は対象なりません。ただし、出展ブース内でSDGsの普及啓発を行う場合、係る経費(PRパネル製作費等)を対象とすることができます。 |
| 7 | ①補助対象事業 | 【イベント開催事業・情報発信事業】 協賛費は対象となるか。 | 協賛費は対象なりません。 |

「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク連携促進補助金 Q&A

令和5年8月版

| 番号 | 分類 | 質問 | 回答 |
|----|---------|--|--|
| 8 | ①補助対象事業 | 【イベント開催事業】他のネットワーク会員と共にイベントを開催する場合、補助金の申請はどのようにしたらよいか。 | 共催イベントの場合、費用分担を明確にしたうえで、会員ごとに申請を行ってください。 |
| 9 | ①補助対象事業 | 【イベント開催事業】複数のイベントをまとめて1事業として申請することは可能か。 | 特段問題ありません。 |
| 10 | ①補助対象事業 | 【情報発信事業】自社ホームページの作成は補助対象となるか。 | SDGsの取組みを紹介する特設サイトを構築するなど、県民の方への普及啓発につながる内容であれば対象となります。 対象となるか不安な場合は、申請前に概要が分かる資料をご提出のうえ、ご相談ください。 |
| 11 | ①補助対象事業 | 【情報発信事業】広告掲載やテレビ・ラジオ番組は、どのような内容であれば補助対象となるか。 | SDGsに関する取組み紹介等が対象となります。 県民の方の意識啓発・参考となる内容である必要があるため、補助事業者の利益を主目的とした広報物（自社の商品や事業の紹介、求人等を主目的としたリーフレット・広告・番組）や、「SDGsに取り組んでいます」と宣言するだけのもの（取組みの具体例がないもの）等は、補助対象として認められないことがあります。 |
| 12 | ①補助対象事業 | 【情報発信事業】記念誌は補助対象となるか。 | SDGsの講演内容や、会員に普及させるための考察等があれば、内容次第で対象となる可能性があります。 |
| 13 | ①補助対象事業 | 【情報発信事業】バスのラッピングは補助対象となるか。 | 県民の方への啓発に繋がる内容であれば、対象となります。 |

「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク連携促進補助金 Q&A

令和5年8月版

| 番号 | 分類 | 質問 | 回答 |
|----|---------|---|--|
| 14 | ①補助対象事業 | 【情報発信事業】 名刺を活用した情報発信は補助対象となるか。 | 名刺など、企業営業に通常使用する物品については対象となりません。 |
| 15 | ①補助対象事業 | 【人材育成事業】 社内研修を行う場合、どのような内容であれば補助対象となるか。 | 社員の方がSDGsについて学び、自らの行動につなげるきっかけづくりができる研修が対象となります。 (例；SDGs講座、カードゲーム、カーボンニュートラルセミナー 等) |
| 16 | ①補助対象事業 | 【人材育成事業】 SDGsのゴール達成に向けて、社員に業務研修を行う場合、補助対象となるか。 | 自社業務に関する研修は対象となりません（SDGsの取組みそのものであり、普及啓発ではないため）。 |
| 17 | ②補助事業者 | 過去（R2～4）に同補助金の交付を受けたが、今年度も申請してよいか。 | 今年度新たに申請いただくことが可能です。 |
| 18 | ②補助事業者 | 個人事業主は補助事業者として申請してもよいか。 | 個人事業主の方も申請いただけます。個人事業主であることの証明として、申請の際に開業届の写し等のご提出をお願いします。 |
| 19 | ②補助事業者 | 同一の個人事業主が複数の屋号で申請してもよいか。 | できるだけ多くの方に補助金を活用いただくため、複数の屋号での申請はお控えください。なお、補助限度額の範囲内であれば、同一屋号で複数回申請することは可能です。 |
| 20 | ③補助対象経費 | 【報償費】 謝金の単価が社会通念上妥当であることについて、どのように証明したらよいか | 過去の実績や同程度の実績のある方と比較して、社会通念上妥当である旨を記載した書類をご提出ください。 |

「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク連携促進補助金 Q&A

令和5年8月版

| 番号 | 分類 | 質問 | 回答 |
|----|---------|--|--|
| 21 | ③補助対象経費 | 【消耗品費】 イベント参加者に配付するSDGsバッジの購入費は補助対象となるか。 | 個人等への給付に類する経費に該当するため、対象外となります。 |
| 22 | ③補助対象経費 | 【消耗品費】 イベントにおいて、汚れ対策のために参加者に着用してもらうTシャツの購入費は補助対象となるか。 | 事業実施に必要な物品であれば、対象となります。 (参加者へのプレゼントは対象外となります。) |
| 23 | ③補助対象経費 | 【消耗品費】 トークショーにおいて、壇上に用意する水（お茶）は対象となるか。 | 事業実施に必要な物品であれば、対象となります。 (控室で提供するお弁当等は対象外となります。) |
| 24 | ③補助対象経費 | 【印刷製本費】 広報物の配布計画のうち、県外への配布分は対象となるか。 | 配布先の過半数が県内であれば、県外分も対象とします。 |
| 25 | ③補助対象経費 | 【印刷製本費】 広報物の配布計画のうち、予備分は対象となるか。 | 予備分が全体の1割以下であれば対象とします。 |
| 26 | ③補助対象経費 | 【役務費】 作成した広報物について、郵送ではなく自家用車で運送した場合、ガソリン代は対象となるか。 | 自家用車での運送は、事業のためだけに使用したことの証明が困難なため、対象となりません。郵送など金額が明確に分かる方法での運送をお願いします。 |
| 27 | ③補助対象経費 | 【使用料及び賃借料】 申請前にイベント会場を予約している場合、事前着手に該当するか。 | 予約することが「契約」に該当する場合は、申請時に「事前着手届」をご提出いただく必要があります。 |

「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク連携促進補助金 Q&A

令和5年8月版

| 番号 | 分類 | 質問 | 回答 |
|----|-------|------------------------------------|---|
| 28 | ④交付申請 | 1次募集で交付決定を受けた場合、2次募集で再度申請することは可能か。 | 1次募集の交付決定金額が1会員当たりの上限に達していない場合、上限額と決定額との差額の範囲内で2次募集の申請が可能です。（例：イベント事業（上限50万円）において、1次募集で30万円の交付決定を受けた場合、2次募集で20万円の申請が可能） なお、同一事業枠での申請に限るため、1次募集でイベント事業を選択した場合、2次募集で情報発信事業を選択することはできません。 |
| 29 | ⑤交付決定 | 申請後、交付決定はいつ頃になるか。 | 案件により多少前後しますが、交付決定の審査には概ね3週間～1か月程度時間を要します。 |
| 30 | ⑤交付決定 | 申請後、審査中に事業が終了した場合、交付決定されるのか。 | 交付決定前に事業が終了した場合、交付決定することができません。事業実施日が確定している場合は、遅くとも実施日の3週間前までに申請書をご提出ください。 |